東北ブロック司法書士会会則

第1章　　総　　則

（名称）

第1条　本会は、東北ブロック司法書士会と称する。

（組織）

第2条　本会は、宮城県司法書士会・福島県司法書士会・山形県司法書士会・岩手県司法書士会・秋田県司法書士会及び青森県司法書士会（以下「各会」という。）をもって組織する。

（目的）

第3条　本会は、各会の緊密な連係によって司法書士業務の改善を図り、各会共通の目的達成に努めるとともに、各会の意思を集約して日本司法書士会連合会（以下「連合会」という。）に反映せしめ、もって司法書士の地位の向上と制度の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条　本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（1）各会の連絡調整に関する事項

（2）研修会の開催に関する事項

（3）会報の編集及び発行に関する事項

（4）新入会員研修の実施に関する事項

（5）建議及び答申に関する事項

（6）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（事務所）

第5条　本会は、事務所を会長の属する司法書士会の事務所内に置く。

第2章　　役　　員

（員数）

第6条　本会に次の役員を置く。

（1）会　長　　1名

（2）副会長　　5名

（3）理　事　　10名以内

（4）監　事　　2名以内

2　理事のうち5名以内を常任理事とする。

（選任）

第7条　会長及び副会長は、各会の会長の中から総会において選任する。

2　理事は、各会の会員の中から総会の承認を得て会長が委嘱する。

3　常任理事は、理事の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。

4　監事は、各会の会員の中から総会において選任する。

（任期）

第8条　役員の任期は、就任後第2回目の定時総会終結のときに満了する。

2　会長、又は副会長である各会の会長がその任期中に各会の会長を退任したときは、その後最初に開催される総会終結のときまでその職務を行わなければならない。

3　会長がその任期中に退任したときは、第1項の規定にかかわらず、副会長、理事全員は、会長とともに任期が満了する。但し、この場合も前項の規定を準用する。

4　補欠または増員により選任された副会長、理事若しくは監事の任期は、現在同役の在任期間と同一とする

5　第3項によって退任した会長、副会長及び理事の後任者の任期は、第1項の規定にかかわらず前任者の任期の残存期間と同一とする。

（職務）

第9条　会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

2　副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはあらかじめ定めた順序で会長の職務を代行する。

3　常任理事は、会長を補佐し、会長の定めるところに従って会務を分掌し会長及び副会長が欠員のとき、又は会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序でその職務を代行する。

4　監事は、本会の会計を監査する。

第3章　　総　　会

（組織）

第10条　総会は、各会の会長及び代議員（以下この章において「組織員」という。）をもって組織する。

2　代議員は、各会において司法書士会員の中から選出するものとし、その員数は各会3人に毎年4月1日現在の各会司法書士会員数100人（100人に満たない分については100人として計算する。）につき 1 人の割合による数を加えたものとする。

（決議事項）

第11条　次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

（1） 予算及び決算に関する事項

（2） 会則の制定及び改廃に関する事項

（3） 事業計画に関する事項

(4) 重要な財産の取得、処分及び多額な債務の負担に関する事項

(5) 役員の選任及び解任に関する事項

(6) 理事会において総会に附議すべき旨を決議した事項

(7) 総会において審議することを相当と決した事項

（招集）

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、定時総会は毎年1回会計年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時総会は必要に応じ随時招集する。

2 総会招集の通知は、会日の2週間前までに各会を通じて各組織員に対し発することを要する。但し、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

3 前項の通知には、総会の日時、場所、決議の方法及び議題を記載しなければならない。

（議事）

第13条 総会の議長は、出席組織員の中から総会において選任する。

2 総会の決議は、出席組織員の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第13条の2 総会に出席することができない組織員は他の組織員を代理人として表決を委任することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を事務所に提出しなければならない。

2 前項の場合、2名以上の代理人を選任することはできない。

第4章 理 事 会

（理事会の組織）

第14条 理事会は、会長、副会長及び理事（以下この章において「理事会の組織員」という。）をもって組織する。

（決議事項）

第15条 次に掲げる事項は、理事会の決議を経なければならない。

(1) 総会に附議すべき事項

(2) 規程の制定及び改廃に関する事項

(3) 総会から委嘱された事項

(4) 委員会の設置に関する事項

(5) 会長から附託された事項

(6) 前各号に掲げるもののほか業務の執行に関する事項

（招集）

第16条 理事会は、その必要に応じ会長がこれを招集する。

2 理事会招集の通知は、会日の10日前までに副会長及び理事に対して発することを要する。但し、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

3 総会に接続して開催される理事会については、総会に出席した副会長及び理事全員の同意があったときは、

招集の手続を経ないで開くことができる。

（議事）

第17条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2　理事会の決議は、理事会の組織員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（書面による決議）

第17条の2　会長は、必要と認めるときは、書面又は電磁的方法により議決を求めることができる。

2　前項の場合において決議の目的である事項について、理事会の組織員の3分の2以上が書面をもって同意したときは、理事会の決議があったものとみなす。

3　会長は、決議の結果を組織員全員に遅滞なく通知しなければならない。

（テレビ会議等）

第17条の3　理事会は、集合形式の会議のほか、テレビ会議・電話会議・ウェブ会議等同時的に双方向による意思確認が可能な方法により理事会を開催することができ、各理事は、その方法により表決することができる。

2　前項に定める方法により理事会の議事に参加した者は、理事会に出席したものとみなす。

第5章　常任理事会

（常任理事会の組織）

第18条　常任理事会は、会長、副会長及び常任理事（以下この章において「常任理事会の組織員」という。）をもって組織する。

（招集）

第19条　常任理事会は、会長がこれを招集する。

（議事）

第20条　常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2　常任理事会の決議は、出席した常任理事会の組織員の過半数をもって行う。

（準用）

第20条の2　第17条の2及び第 17 条の 3 の規定は、常任理事会の議決について準用する。

第6章　組織員会

（組織）

第21条　組織員会は、各会に所属する連合会総会の組織員をもって組織する。

（決議事項）

第22条　組織員会は、連合会総会に対する建議、提案に関する事項を決定する。

（招集）

第23条　組織員会は、その必要がある都度会長がこれを招集する。

２　組織員会招集の通知は、各会を通じて各組織員に対し発することを要する。

（議事）

第24条　組織員会の決議は、出席組織員の過半数をもって行う。

（準用）

第24条の２　第 17 条の 3 の規定は、組織員会について準用する。

（連合会役員の出席）

第25条　各会に所属する連合会役員は、組織員会に出席して意見を述べることができる。

第７章　　議　事　録

（議事録）

第26条　総会、理事会及び組織員会を開催したときは、議事の経過の要領と結果を議事録に記載し、議長並びに出席組織員のうち1名がこれに署名捺印するものとする。

第８章　　委　員　会

（委員会の設置）

第26条の２　本会は、必要がある場合には、理事会の決するところにより、特定の事項に関する研究調査を行うため、委員会を置くことができる。

（委員会の組織等）

第26条の３　前条の委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規程で定める。

第９章　　会　　計

（会費）

第27条　各会は、次の会費を毎年6月末日限り納入するものとする。

毎年、各会金20万円及び金 3,000 円に4月１日現在の所属会員数を乗じた額の合計額。

（会計年度）

第28条　本会の会計年度は、毎年4月１日から翌年3月末日までとする。

附　　則

（旧会則の廃止）

１　東北ブロック司法書士会会則（昭和43年10月12日施行、以下「旧会則」という。）は、本会則施行と同時に廃

止する。

（役員に関する特例）

2　旧会則により選任された会長及び副会長は、本会則により選任された会長及び副会長とみなす。ただし、その任期はなお従前の例による。

3　本会則の施行に伴い選任される理事及び監事の任期は、第8条の規定にかかわらず前項の会長、副会長の任期満了のときに満了する。

4　本会則は、昭和51年6月５日から施行する。

附　　則

この会則は、昭和53年6月16日から施行する。

附　　則

1　この会則は、昭和55年6月13日から施行する。

2　旧会則の規定により選任された理事及び監事は、旧会則の規定による。

附　　則

この会則は、平成10年6月19日から施行する。

附　　則

この会則は、平成15年6月６日から施行する。

附　　則

この会則は、平成 28 年6月 3 日から施行する。

附　　則

（会費に関する特例）

1　会則第 27 条の規定に関わらず、令和 3 年度については、会費を徴収しない。

（施行日）

2　この会則は、令和 3 年6月 5 日から施行する。